

令和6年8月21日

防災地域建設委員会資料

報告事項

1. 令和6年7月9日からの大雨に係る被害状況と対応について
(防災危機管理課) P 1

防 災 部

令和6年7月9日からの大雨に係る被害状況と対応について

1. 大雨の状況（7月9日～11日）

(1) 総雨量

出雲市（芦渡町）265.5㎜、出雲市（出雲空港）260㎜、松江市（西津田町）256.5㎜

(2) 土砂災害警戒情報

松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、吉賀町

2. 被害状況

(1) 人的被害 (単位:人)

市町村名	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計
出雲市				1	1
計	0	0	0	1	1

(2) 住家被害 (単位:棟)

市町村名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
松江市				7	16
出雲市			1	7	72
雲南市			2		
計	0	0	3	14	88

(3) 非住家被害 なし

(4) 避難状況

市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数	市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数
松江市	28箇所	80人	安来市	26箇所	8人
出雲市	29箇所	21人	雲南市	6箇所	31人
大田市	9箇所	9人	吉賀町	5箇所	0人
			合計	103箇所	149人

(5) 公共土木施設被害

① 公共土木施設被害額（8月16日12時00分 時点）（単位：千円）

事業主体	被害額	内訳
県	2,189,000	河川：1,076,000、砂防：19,000、道路：1,094,000
市町村	539,300	河川：100,300、道路：439,000
計	2,728,300	

② 全面通行止：7月9日からの累計 26箇所

8月16日12時00分時点 2箇所

(6) 農林水産関係被害（8月16日12時00分 時点）（単位：千円）

施設名等	被災箇所数等	被害額
農地・農業用施設	92箇所	127,800
林道・治山	32箇所	234,800
農作物等	66.5ha	4,561
漁港・海岸	7箇所	40,000
計		407,161

(7) 商工業関係被害

① 出雲市日御碕地区の休業状況

- ・18事業者が休業中

② 施設被害

- ・松江市、出雲市、雲南市に所在する9事業者で浸水被害等

(8) 教育施設関係被害

① 県立施設

- ・県立図書館の地下書庫で水漏れ

② 文化財

- ・出雲市内の国史跡「上塩冶地藏山古墳」で斜面一部崩落

(9) 停電

- ・7月9日に最大約3,250戸で停電（同日復旧）

(10) 公共交通機関への影響

① JR（県内関係分）

- ・山陰本線 7月9日～11日、14日～15日 全部又は一部運転取り止め
- ・木次線 7月9日～11日 全部又は一部運転取り止め
- ・山口線 7月10日～12日 全部又は一部運転取り止め
- ・伯備線〔特急やくも〕 7月9日～12日・15日 全部又は一部運転取り止め

- ② 一畑電車 7月9日～10日 全部又は一部運転取り止め
- ③ 航空機
 - ・ 出雲縁結び空港 7月9日～10日 一部欠航
 - ・ 隠岐世界ジオパーク空港 7月9日 一部欠航
 - ・ 萩・石見空港 7月10日 一部欠航
- ④ 一畑バス路線バス
 - ・ 出雲管内 日御碕線 出雲大社バスターミナル～日御碕灯台間 全便運休
但し、出雲大社バスターミナル～中山間は、臨時ダイヤで運行

3. 日御碕地区の孤立状況等（8月19日 現在）

(1) 県道の対応

- ・ 7月9日20時頃 主要地方道大社日御碕線の道路崩落（被災延長L=50m、高さH=50m）により、全面通行止め
- ・ 7月10日 崩落現場を迂回し、私有地を活用した徒歩ルートを確認
- ・ 7月29日 緊急車両等に限定して通行可能となる措置
- ・ 8月3日～4日 日御碕地区住民限定で1回限り車移動（日御碕⇄大社）
- ・ 8月11日 坂路勾配を緩和することにより、日御碕地区の住民が使用する車両及び日御碕地区に残置されている宿泊客等の車両も通行可能とする運用を開始
- ・ 9月中旬の完成を目指し、一般車両が通行可能な仮設迂回路を整備中

(2) 医療提供体制等に係る県の対応

- ・ 7月10日 保健医療福祉調整本部を設置し、保健・医療・福祉ニーズを把握し総合調整を実施
- ・ 7月10日 透析が必要な3名をドクターヘリにより搬送
- ・ 7月10日～12日 DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣
 - 10日 2チーム（島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院） 9名
 - 11日 1チーム（島根県立中央病院） 4名
 - 12日 1チーム（島根大学医学部附属病院） 4名

(3) 出雲市の対応

① 観光客への対応

- ・ 7月10日 日御碕地区の観光客64名、ホテル従業員21名を国土交通省の港湾業務艇「はくしゅう」・マイクロバスで大社側へ移送（残る1名は11日に徒歩等で移動）

② 物資支援・移動手段等

- ・ 7月11日 国土交通省の港湾業務艇「はくしゅう」により市の備蓄物資を宇龍港に輸送
- ・ 7月13日～15日 買い物支援として(有)出雲観光タクシーによる臨時タクシーを中山

～ショッピングタウンエル間で運行（1日6往復）

- ・7月16日～ 一畑バス臨時便を中山～出雲大社バスターミナル間で運行（1日7往復）

- ・7月21日～8月11日 日御碕地区自治協会による定期マイクロバスを日御碕灯台～中山間で運行（1日4便）

- ・出雲遊覧の船により宇龍港～大社漁港間の運航

7月26日 試験運航で1往復2便、デイサービス利用者4名利用

8月2日～11日 週2日運航（火・金曜日）（1日3往復）

（事前予約のあった便のみ運航、地元関係者等は無料、その他は1,500円）

8月12日～ 観光客等の希望に随時対応予定（一般車両の通行開始まで）

③ 帰宅困難者への対応

- ・7月9日 大社健康スポーツ公園に避難所開設
- ・7月10日～17日 大社行政センターに避難所開設

④ 保健・医療・福祉に係る対応

- ・7月16日以降、地区内において、週1日出雲市立総合医療センターによる巡回診療を実施する他、地区外への通院手段確保のため、オンライン診療等を活用
- ・保健師による戸別訪問、健康相談を実施
- ・在宅サービス利用者のショートステイ利用やデイサービス利用者の船舶利用等を実施

⑤ ごみ収集、し尿収集

- ・7月17日・25日 県道崩落現場を集積場所とし、可燃ごみを収集（迂回路を徒歩で搬出）
- ・8月1日～ 可燃ごみ、し尿（汲み取り式トイレ）を通常収集
- ・8月19日～ 不燃ごみを通常収集

⑥ ガソリン

- ・7月25日・8月2日・8日 日御碕灯台駐車場でガソリンを販売（迂回路を携行缶により徒歩で搬入）

⑦ 通学等

- ・7月16日～19日 大社小、大社中生徒の通学のため、崩落現場からスクールバスを運行
- ・8月30日～ スクールバスを運行予定

4. 支援状況等

(1) 応急復旧制度等の適用

① 災害救助法

- ・適用日：7月9日 出雲市

② 島根県被災者生活再建支援事業（7月30日専決）

- ・被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援

③ 島根県被災者生活再建臨時支援事業（7月30日専決）

- ・被災世帯が過去の災害でも被災していた場合、生活再建に必要な経費を臨時的に支援

(2) 相談体制の整備

- ① 7月11日 県及び商工団体等に中小企業者等の経営全般に関する相談窓口を設置

- ② 7月12日 各農林水産振興センター及び隠岐支庁農林水産局に農林水産関係相談窓口を設置

(3) 中小企業者等への支援

① 中小企業制度融資「令和6年7月豪雨災害対策特別資金」（7月30日専決）

- ・大雨災害に関するセーフティネット保証4号（国が指定、8月1日官報掲載）

	令和6年7月豪雨災害対策特別資金	大雨災害に関するセーフティネット保証4号
対象地域	県内全域	出雲市（災害救助法適用地域）
申請期間	8月1日～	7月9日～10月31日
対 象	災害による直接被害や、売上減少等の間接的な被害を受けた中小企業者等	災害の影響により売上高等が減少している中小企業者等
金 利	1年目～3年目 0% 4年目以降 年1.25%	1年目～3年目 0% 4年目以降 年1.10%
信用保証料率上限	1年目～3年目 0% 4年目以降 年1.20%	1年目～3年目 0% 4年目以降 年0.71%
信用保証割合	80%	100%

② 被災地域における事業継続緊急支援事業（7月30日専決）

- ・豪雨により被害を受けた中小企業者等の事業継続に要する経費を市町村とともに支援

(4) 住宅に関する支援

① 県営住宅の提供

- ・家賃、駐車場使用料の全額免除等（提供可能戸数：10戸）
8月19日現在1戸が入居

② 市営住宅の提供

- ・家賃、駐車場使用料の全額免除等（提供可能戸数：10戸）
8月19日現在1戸が入居

(5) 県税の特例

- ・県ホームページで県税の特例（納税の猶予・減免）について制度を周知
- ・日御碕地区内で1月以上運行不能となる自動車（軽自動車を除く）について、現地調査を実施し、減免対象となる自動車の納税義務者へ自動車税種別割の減免申請書類を送付（申請を受付）

(6) 職員の派遣

- ・7月17日 日御碕地区のごみ収集・運搬業務のため職員を派遣
- ・8月2日、8日 日御碕地区のガソリン運搬業務のため職員を派遣

(7) 専決予算の概要

① 専決処分日

令和6年7月30日

② 防災部の補正予算額

15,500千円

③ 補正項目

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課																						
1	被災者生活再建支援事業	12,700	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援	防 災 部 [防災危機管理課]																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象被災世帯</th> <th>損害基準判定</th> <th>対象世帯への最大支援額</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>50%以上</td> <td>300万円</td> <td rowspan="2">[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>30%以上 40%未満</td> <td>100万円</td> <td>[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>20%以上 30%未満</td> <td>100万円 (実費の範囲内)</td> <td rowspan="2">県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>10%以上 20%未満</td> <td>40万円 (実費の範囲内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額 ※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金(全都道府県からの拠出金)1/2 ※全市町村負担4/10の財源は、公益財団法人島根県市町村振興協会の助成金を充当</p>					対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)	大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)	半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10	準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)
対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																							
全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)																							
大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円																								
中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)																							
半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10																							
準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)																								
2	被災者生活再建臨時支援事業	2,800	「令和3年7月6日からの大雨」、「令和3年台風第9号」又は「令和5年7月8日からの大雨」で被災した世帯が、「令和6年7月9日からの大雨」で再度被災した場合、生活再建に必要な経費を臨時的に支援 [対象経費] 生活再建に必要な家電(テレビ、冷蔵庫等)や家具等の購入又は修理費	防 災 部 [防災危機管理課]																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象被災世帯</th> <th>損害基準判定</th> <th>対象世帯への最大支援額</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>50%以上</td> <td>60万円</td> <td rowspan="5">県10/10</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>30%以上 40%未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>20%以上 30%未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>10%以上 20%未満</td> <td>8万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支援額は実費の範囲内 ※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額 ※被災した世帯に対しては、市町村を経由して支援</p>					対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊	50%以上	60万円	県10/10	大規模半壊	40%以上 50%未満	50万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	20万円	半壊	20%以上 30%未満	20万円	準半壊	10%以上 20%未満	8万円		
対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																							
全壊	50%以上	60万円	県10/10																							
大規模半壊	40%以上 50%未満	50万円																								
中規模半壊	30%以上 40%未満	20万円																								
半壊	20%以上 30%未満	20万円																								
準半壊	10%以上 20%未満	8万円																								